

# 気軽に相談を 障がい者相談支援センター

障がいのある人や家族などから幅広い相談を受け付け、障がい福祉に関する各種制度やサービスがうまく利用できるよう、お手伝いをしています。障がい者手帳のない人も利用できますので、お気軽にご相談ください。

## とき・ところ

■10月30日(火)まで

と き 火～土曜日10時～15時(祝・休日を除く)

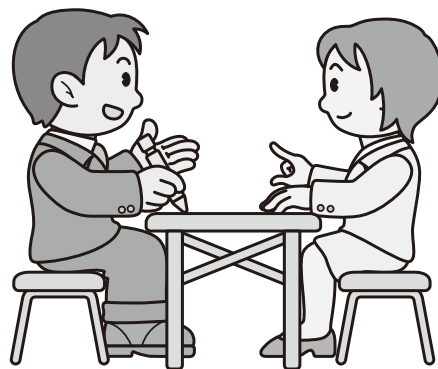
※10月31日(水)は臨時休業します。

ところ 津市社会福祉センター2階

■11月1日(木)から

と き 月～金曜日10時～15時(祝・休日、年末年始を除く)

ところ 津センターパレス3階(大門7-15)



## 相談方法

- 来所…事前に連絡してください。
- 訪問…センターのスタッフが訪問します。事前に相談日時の調整が必要です。
- 電話…☎272-4554
- ファクス…☎229-1382
- Eメール…✉tsu-soudan@true.ocn.ne.jp

費用 無料

相談内容等、秘密は厳守します。また、障がい者への虐待についての相談を受け付ける「津市障がい者虐待防止センター」を併設し、専門相談員が対応します。



## 津市重度障がい者(児)紙おむつ等給付事業

事前に申請が必要です。

**対象** 次のいずれかに該当する市内に在住の3歳以上65歳未満の在宅の人で、重度障がいがあり、常時、紙おむつ等の使用が医師意見書において必要と認められる人

- ▶ 身体障害者手帳の肢体不自由の障がい程度が1級または2級
- ▶ 療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳1級

こんな場合は対象になりません

- 入院(3カ月以上)、入所している人
- 市民税の所得割が46万円以上の世帯
- 生活保護を受けている人
- 既に日常生活用具給付事業で紙おむつの給付を受けている人

**助成の額** 1カ月当たり次の額を上限に助成します。

- ▶ 市民税非課税世帯 5,000円
- ▶ 市民税課税世帯 4,500円

